

平成25年第3回稲城市教育委員会定例会

1 平成25年3月22日、午後1時30分から稲城市役所6階603会議室において、平成25年第3回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
稲垣 弘子
城所 正彦
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
指導主事	竹之内 勝
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長 斎藤 晃二
学校教育課庶務係 風間 浩子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第9号議案
「平成25年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第5 第10号議案
「平成25年度稲城市公立学校教職員の人事について」
- (6) 日程第6 第11号議案
「稲城市立公民館条例施行規則」

- (7) 日程第7 第12号議案
「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の
管理運営に関する条例施行規則」
- (8) 日程第8 第13号議案
「稲城市体育施設条例施行規則」
- (9) 日程第9 第14号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (10) 日程第10 第15号議案
「稲城市立i（あい）プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」
- (11) 日程第11 第16号議案
「平成25年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」
- (12) 日程第12 第17号議案
「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」
- (13) 日程第13 第18号議案
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (14) 日程第14 第19号議案
「稲城市青少年委員の委嘱について」
- (15) 日程第15 第20号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (16) 日程第16 第21号議案
「稲城市立図書館協議会委員の任命について」
- (17) 日程第17 「報告事項」

委員長 それでは、ただ今から平成25年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第4 第9号議案、日程第5 第10号議案を先に行い、次に、日程第11 第16号議案から日程第16 第21号議案までを先に行い、その後は議事日程に従って進めることにいたします。

それでは、日程第4 第9号議案「平成25年度稲城市教育委員会職員の人事について」及び日程第5 第10号議案「平成25年度稲城市公立学校教職員の人事について」を議題といたします。第9号議案、第10号議案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第9号議案、第10号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第9号議案及び第10号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第9号議案及び第10号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 再開いたします。

これより第9号議案「平成25年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第10号議案「平成25年度稲城市公立学校教職員の人事について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第10議案は原案のとおり可決いたしました。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員長 再開いたします。

次に、日程第11 第16号議案から日程第16 第21号議案までの6議案とも人事案件ですので、秘密会としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第16議案から第21号議案までは秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

(これより第16号議案から第21号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第16号議案及び第21号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員 長 再開いたします。

これより第16号議案「平成25年度稲城市立小・中学校医等の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第17号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第18号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第19号議案「稲城市青少年委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第20号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第21号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 長 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

[教育行政報告]

- 学校教育課長
1. 工事請負契約状況について
 2. 平成25年2月分不登校による欠席児童・生徒数について
 3. 寄附について
- 指 導 室
1. 担当者事業について
 2. 推進・連携事業について
 3. 研修事業について
 4. 教育研究奨励事業について
 5. その他について
 6. 教育相談所関係について
 7. 教育センター関係について
- 学校給食
共同調理場
1. 平成24年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について
 2. 平成24年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 3. 試食会について
- 生涯学習課
1. 社会教育委員関係について
 2. 社会教育活動の振興について
 3. 青少年委員関係について

4. ふれあいの森関係について
5. 芸術文化活動の振興について
6. 文化財の保護と普及について
7. 生涯学習推進事業について
8. 学校施設コミュニティ開放事業について
9. ふれんど平尾運営事業について
10. 放課後子ども教室支援事業について

体 育 課

1. スポーツ推進委員協議会関係について
2. 市立公園内運動施設管理運営について
3. 体力づくり運動推進事業について
4. 指導者養成事業
5. 国体関係について
6. その他について

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館における事業の実施状況について
4. i プラザの主な主催事業の実施状況について
5. 平成24年2月文化センター課利用統計について

図 書 館

1. 市主催事業について
2. 中央図書館主催事業(SPC 運営)について
3. 分館主催事業について
4. 城山体験学習館の主な事業について
5. 学校・地域との連携について
6. 図書館の利用状況(平成25年2月)について

委 員 長

ありがとうございました。

教育行政報告が終わりました。

これより日程第6 第11号議案「稲城市立公民館条例施行規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長

本案につきましては、稲城市公共施設予約システム導入に伴い、稲城市立公民館に係る規程を整理するため、稲城市立公民館条例施行規則の全部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

委 員 長

文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長

では、第11号議案、稲城市立公民館条例施行規則の全部改定についての詳細

を説明いたします。

恐れ入ります、議案及び議案概要説明書をご覧いただきたいと存じます。

本案は、稲城市公共施設予約システムの導入に伴い、稲城市立公民館に係る規定を整理するため、稲城市立公民館条例施行規則の全部を改正するものでございます。

まず、内容といたしまして、第1条、趣旨。内容の趣旨は変わりませんが、これまで「目的」としていたものを「趣旨」と改めております。

第2条、事業。これにつきましては、変更はございません。

第3条及び別表第1の休館日についての規定でございます。休館日の規定について、変更はございませんが、必要があるときに変更できる決定権者をこれまでの「公民館長」から「教育委員会」と改めております。

次に、開館時間についての規定でございます。第4条及び別表第2、これにつきましては、先程の第3条と同様でございます。

第5条及び別表第3におきまして、使用時間の区分を新たに規定しております。これまでは利用者のご希望により、自由な時間を予約できましたが、システム導入に伴い、例えば、一般のお部屋でしたら、午前、午後1、午後2、夜間1、夜間2というような5区分に、あらかじめ決められた使用時間の区分が決定しております。

第6条で利用者登録について規定しております。利用者登録の要件という部分につきましては、これまで要綱で規定しておりましたものを条例規則の中で規定したものでございます。これまで公民館に登録していた団体を登録団体Aとします。また、不定期に活動していて、現在は利用のたびごとに紙の申請書により申請した団体を登録団体Bと規定しております。

それから、次の使用の申請でございます。第7条及び別表第4、別表第5におきまして、使用の申請の手順及び制限について規定してございます。これまでは使用の申請につきましては、「公民館長に申請書を提出する」とありましたものを「教育委員会に提出」としております。また、手順といたしましては、先着順でございましたが、これをシステム導入による抽選と先着順の2段階方式としております。また、申請の期日ですが、1カ月前としていたもの、また、要綱の中で、登録団体につきましては2カ月前としていたものを、システム導入に伴い、一般の諸室につきましては3カ月前、ホールにつきましては12カ月前と改めております。

第8条、使用の承認でございます。使用の承認の手順につきましては、これまで先着順によるということで規定しておりましたが、システム導入で抽選方式を一部採用していることから、抽選と先着順という使用の承認を規定としております。

続いて、第9条、使用料の算定につきまして規定してございます。使用料の算定方法について、新たに規定しております。先程の上段第5条で使用時間の区分を設定しておりますので、使用の区分を決定したことに伴う算定方法を規

定してございます。使用時間 5 区分の間に、移動の時間ということで設定しておりますが、連続した使用区分を使う場合につきましても、有料利用につきましては、その間も算入するというような規定を定めてございます。

第10条で使用料の納入等について規定しております。条例第9条に規定したものの詳細を規定したものでございます。

第11条、承認の取消し。システムから取り消しができるもの等を規定してございます。

第12条、使用料の減免でございます。現行の規則におきましても、使用料を減免できる旨は規定してございますが、減免申請の方法、その様式について、新たに規定してございます。

第13条、使用料の還付でございます。現行の規則におきまして、還付割合についてのみ規定してございますが、使用料の還付請求の方法及びその様式について規定しております。

第14条、秩序の維持でございます。これまでも遵守事項として定めていたものに、新たに入場、使用の拒否、制限についての規定を加えて、一連としてわかりやすくしております。

第15条、販売行為等の禁止ということで、これまでの規則につきましては、販売行為のみを禁止した旨を規定しておりましたが、販売行為に至る以前の段階としても、営業行為につきましても含めて禁止する旨として規定してございます。

第16条につきましては、大きな変更はございませんが、別に定める規程により、決定権者をこれまで「教育長」としておりましたが、これを「教育委員会」と改めております。

付則につきましては、平成25年4月1日から施行したいというものでございます。

変更点については以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。よろしいですか。

委員長 ありがとうございます。

「教育委員会」と大きなくくりになりました。

ご質問等ございませんか。よろしいですか。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第11号議案「稲城市立公民館条例施行規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。
。 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員 長 それでは、次に、日程第7 第12号議案「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例施行規則」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、稲城市公共施設予約システムの導入に伴い、稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例施行規則の全部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、図書館長より説明いたします。

委員 長 図書館長、お願いいたします。

図書館長 それでは、詳細の説明をさせていただきます。
議案及び議案概要説明書の11ページをご覧くださいと思います。
城山体験学習館の管理運営に関する条例施行規則というところで、ただ今、提案理由にもありましたように、公共施設予約システムの導入に伴う改正でございまして、本来であれば、一部改正ということになりますが、文言の整理等、改正箇所が多岐にわたるために、全部改正とさせていただきます。
変更点を中心に説明をさせていただきますと存じます。
第1条、趣旨につきましては、変更なしでございまして。
第2条の事業でございまして、第2条の第3号になります。「前各号に掲げるもののほか、稲城市教育委員会が必要と認める事業」ということで、ここは従前は「図書館長が必要と認める事業」でしたが、それを「教育委員会」に改めてございまして。
続きまして、第3条は変わりございません。
第4条の休館日でございまして。第1号、「毎月第4月曜日。ただし、第4月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときはその翌日」と。従前はこのただし書きがございましたが、実態に合わせて、このただし書きを加えさせていただきます。
次のページ、第5条になります。ここは今回導入の公共施設予約システムの関係で一番変更が多かった点でございまして。「城山体験学習館使用申請書を教

育委員会に提出することにより」申請すると。これは従前のおりで、3行目の「又は」のところ。「又はインターネットを利用した稲城市公共施設予約システムを利用することにより、その申請をしなければならない」と。ただ、利用に当たっては、あらかじめ稲城市公共施設利用登録申請書を教育委員会に提出し、「利用者登録カードの交付を受けたものに限る」と。この利用者登録カードを受けないと、インターネットを使うときの暗証番号とIDがいただけませんので、その旨の内容の規定を書いています。

続きまして、第5条の第2項で書きます。ただし書きのところですが、「ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、この限りでない」といったところは、これは従前、「教育長」というところを「教育委員会」に改めて書きます。

第3項につきましても、ただし書きのところですが、「教育委員会が特に必要と認めるときは」、これは従前、「教育長」になっておりました。

実際の事務につきましては、「教育委員会」というふうに書いて書きますが、個人情報がございますので、教育長決裁になったり、教育部長決裁になるというふうには、実態の部分では変わりはありません。

続きまして、第6条、使用の承認で書きます。これは新規になります。「教育委員会は、前条の申請の順序により、承認の可否を決定するものとする」ということで、先程の議案の公民館につきましては抽選ということでしたが、城山体験学習館にはさほど混雑状況はないものですから、抽選ということではなくて先着順という意味で、「前条の申請の順序により」というふうな記載をさせていただきます。

第2項で書きます。「城山体験学習館の使用の承認をしたときは、使用料が納入されたときに使用承認書を交付する。ただし、教育委員会が必要でないと認めるときは、交付を省略できるものとする」と。こちらにつきましては、予約システムで電子的な処理をしておりますので、特に交付が必要でないときは省略をしたいということの条文になって書きます。

第7条につきましては、従前どおりで書きます。

第8条、使用料の納入で書きます。「前条の承認を受けたものは、当該承認の日の翌日から起算して10日が経過する日までに」使用料を払ってくださいという規定で書きますが、これは従前は「使用の承認を受けた日」というふうになっておりましたが、今般、予約システムの導入につきまして、自宅等で申請ができますので、その申請をした後10日以内にお支払いをお願いしますといった内容になっております。

次のページになります。2行目の真ん中になりますが、「ただし、当該納入期限が使用の日の前日以後の場合は、納入期限を利用日の前日とする」と。表現すると非常に難しくなってしまうのですが、使用の申請は4日前までできますので、例えば、10日前から4日前までに申請すると、支払いの期日を10日に設定してしまうと、利用した後が支払期日になってしまうので、4日前から

10日前までに申請した場合は利用日の前日までにお支払くださいといった内容になっております。

続きまして、第9条、承認の取消しでございます。ここは新規で設けております。「使用料の納入が行われなかった場合は、当該承認を取り消す」といった規定を新規で設けさせていただいております。

続いて、第2項になります。下から2行目、予約の取り消しにつきまして、従前は申請書だけでしたが、システムを使うことにより、その承認を取り消すこともできるといった記載になっております。

第3項でございます。承認を受けたもの、要は利用者のほうが、承認を受けて、システムで取り消しもできるのですが、ただし、使用料を納入する前ということで、使用料を納入した後ですと、還付等々が発生しますので、使用料の納入の後は違った手続が必要になることから、申請者側では取り消しができないといった規定になっております。

第10条、第11条につきましては、従前どおりでございます。

次のページ、第12条につきましても、従前どおりです。

最後の第13条、委任でございますが、こちらは「必要な事項は、教育長が別に定める」というふうになっていたところを「教育委員会が別に定める」に改定しております。

付則につきましては、「平成25年4月1日から施行する」と。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ここで暫時休憩にさせていただきます。

教育長・教育部長・参事は市長公室のほうへ移動をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員長 それでは、再開いたします。

以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第12号議案「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例施行規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました

。これより日程第8 第13号議案「稲城市体育施設条例施行規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、稲城市立公園に設置する体育施設の管理運営に関する条例の全部改正及び稲城市公共施設予約システムの導入に伴い、稲城市体育施設に係る規程を整理するため、稲城市立公園に設置する体育施設の管理運営に関する条例施行規則の全部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、体育課長より説明いたします。

委 員 長 それでは、体育課長、お願いいたします。

体 育 課 長 それでは、稲城市体育施設条例施行規則の全部改正について、ご説明いたします。

提案理由にもございましたように、条例の全部改正及び公共施設予約システム導入による改正となっております。

まず、条例の全部改正に伴いまして、規則の題名が「稲城市体育施設条例施行規則」と改正しております。

続きまして、第1条のところですが、旧規則の稲城市立公園内に設置する体育施設の管理運営に関する条例名が変わっておりますので、「稲城市体育施設条例」に改めております。

第2条につきましては、旧規則では使用区分のみの規定でございますけども、使用時間、コマ数も具体的に規定を別表第1の中で定めております。

第3条につきましては、新たに規定しております。使用者の制限ということで、多摩川緑地公園につきましては、無料施設でございますので、市民の利用のみということの規定したものでございます。

第4条につきましても、新たに規定しております。施設を利用しようとするものは利用者登録が必要なことを規定しております。また、登録できる者及び団体のうち、登録者は公共施設予約システムでの使用申請ができることを規定しております。

続きまして、第5条につきましては、旧第3条の使用目的を改正する部分でございます。稲城市体育施設の使用申請については、公共予約システムで申請できる旨を規定して、あわせて、教育委員会が申請の制限期間及び申請の範囲について制限できる旨を規定しております。

旧規則では個人使用について書かれておりますけども、この部分につきましては、第8条のほうで改めて規定しております。

続きまして、使用の承認でございます。旧どおりの規定でありますけども、新た

に公共施設予約システムでの抽選から施設使用の承認までの決定について規定しております。

おめくりいただきまして、第7条でございます。使用料の納入を新たに規定しております。使用料の納入期限を規定したものでございます。

続きまして、第8条、個人使用、先程も申し上げましたとおり、総合体育館ですとか総合グラウンドについて、個人使用を行うときの使用料等を規定しております。

第9条、ここも新たに規定しているものでございます。使用料が期限内に納入されなかった場合、予約が取り消される旨を規定しております。施設使用しない場合、取り消しをしなくてはならない旨を規定しております。

第10条、使用料の減免でございます。旧規則では第6条で減免の範囲、第7条で減免の申請という、2条にわたって規定しておりますけども、第10条の中で一緒に規定してございます。この中で、第2号と第4号を改めて規定いたします。第2号の中では指定管理者に対する減免がされるのと、第4号につきましてはふれんど平尾の利用者登録をしたものがふれんど平尾体育館、グラウンドを使用する場合は免除ということを新たに規定します。

第11条、これにつきましては新たに規定しております。使用料を還付する場合の手続について規定してございます。

第12条、一般開放でございます。こちらにつきましては、旧規則第4条でございますけれども、開放時間を「午前9時半から午後4時半まで」を「午前9時から午後5時まで」に変更しております。

第13条につきましては、旧規則では第9条で、第3号の中に施設内で許可するものに「教育委員会」の名義を規定しております。

第14条につきましては、旧規則第10条でございます。内容の変更はしておりません。

それ以降、第15条から第21条までは、旧規則と条を変えておりますけれども、変更等はございません。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第13号議案「稲城市体育施設条例施行規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました

。次に、日程第9 第14号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、教育部副参事の設置並びに学校教育課及び指導室の事務分掌の変更に伴い、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 第14号議案、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、詳細の説明を申し上げます。

議案の次の次のページでございます、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

まず、第5条でございます。このたび、平成25年4月1日より、教育部に副参事の職を設置する、統括指導主事を副参事として受け入れるために、事務局処務規則第5条第2項といたしまして、「部に副参事を置くことができる」という改正を行うものでございます。

続きまして、第9条でございますが、この副参事について、職務の内容を定めるものでございます。第9条第2項といたしまして、「副参事は、上司の命を受けて担任の事務を処理する」という規定をつけ加えます。これによりまして、副参事は所属職員を持たず、また、人事権も持つこともなく、財務権限などもない形になりまして、担任とされた事務を処理することを明記するものでございます。

もう一点の改正内容でございますが、平成25年4月1日から教育センターが稲城市若葉台にリニューアルオープンすることに伴いまして、就学相談に関する所掌事務を学校教育課から指導室に移管するため、同じ事務局処務規則の一部を改正するというものです。

別表の第4のところですが、学校教育課学務係の職務の3項目、これまで「児童・生徒の就学、転学及び退学に関すること」ということで全般を担当しておりまして、この中に就学相談の事務や就学相談委員会の業務などが入っていたわけですが、この第3号を改正いたしまして、「児童・生徒の就学、転学、退学の決定に関すること」については学務係が行い、就学相談の部分については、指導室教職員係の第11号の「教育相談所に関すること」を「教育相談及び就学相談に合わせること」に改正させていただくという内容でございます。

説明につきましては、以上でございます。

委員 長 ありがとうございます。

 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

 これより第14号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

 (挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。

 次に、日程第10 第15号議案「稲城市立 i (あい) プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

 教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、稲城市立公民館条例施行規則の全部改正及び稲城市公共施設予約システムの導入に伴い、稲城市立 i (あい) プラザ条例施行規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

 詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

委員 長 文化センター課長、お願いします。

文化センター課長 では、第15号議案、稲城市立 i (あい) プラザ条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、詳細説明を申し上げます。

 恐れ入りますが、議案及び議案概要説明書をご覧いただきたいと思います。存じます。

 本案は、稲城市公共施設予約システムの導入による稲城市立公民館条例施行規則の全部改正により、利用者登録の分類が変更になったことに伴い、i プラザにおける利用者登録の期間、使用料等の減免対象団体を規則で明確に定める必要があるため、i (あい) プラザ条例施行規則の一部を改正するものでございます。

 改正内容といたしましては、第3条、利用者登録等ということで、現在、i プラザを利用する団体につきましては、稲城市公民館登録団体につきましては、使用料が減免となっております。公共施設予約システム導入に伴いまして、公民館条例施行規則を全部改正いたしまして、その中で、先程ご説明させていただいたとおり、登録団体を登録団体A、登録団体Bという形で分けております。従来の登録団体につきましては登録団体Aに当たりますので、そのことを明確に規定するものでございます。また、登録期間が1年間から2年間に改まったことに伴いまして、i プラザの利用者登録期間も登録団体Aにつきましては

はその有効期間と改めるものでございます。

第15条で、使用料等の減免につきましては、現在、公民館登録団体として減免している対象を名称として「公民館登録団体」というふうに表現しておりますものを「登録団体A」と改めるものでございます。

第3条におきまして、様式第1号、また、様式第1号の2につきまして、必要な箇所を「登録団体A」という形に改めるものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 今回の登録団体A、Bと分けて、従来の登録団体はAに所属するので、iプラザの使用料の減免の対象になるということですが、これから登録される方は登録団体Bと、また、Aになる方もいらっしゃるのでしょうか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 登録団体Aにつきましては、定期的・計画的に活動する団体ということで、iプラザをつくった時点でも、公民館がたまたま近くになく、iプラザを使うということで、公平に扱うということから使用料を減免している経緯がございます。先程お認めいただきました、公民館条例施行規則の登録要件に合っていれば登録団体A、または登録団体Bの要件に合っていれば登録団体Bとして申請を受け付け、登録いたします。

稲垣委員 わかりました。

委員長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。登録団体A・Bの件ですけれども。

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第15号議案「稲城市立i（あい）プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 「報告事項」です。本日の報告事項は、3件です。「平成25年度 市立小・中学校における学級編制の見通しについて」、「ふれんど平尾内覧会について」、「図書館協議会からの答申 稲城市立図書館全体の運営のあり方について」を学校教育課長、生涯学習課長、図書館長より説明をお願いいたします。

学校教育課長。

学校教育課長 それでは、平成25年度、市立小・中学校における学級編制の見通しについての報告を申し上げます。

配付資料の学級編制の比較表をご覧くださいと思います。

義務教育、小学校の学級編制につきましては、都道府県教育委員会の定める学級編制の基準に基づき、市町村教育委員会が行うこととされていることとございまして、平成24年度においては、小学校第1学年及び第2学年を35人編制、中学校第1学年を37人編制とすることを基本として編制しておりますが、このうち、小学校第1学年は新義務標準法に基づくもの、第2学年は教員の加配によるもの、中学校第1学年については東京都の中1ギャップ対応のための教員加配による対応となっていたところでございます。

平成25年度の学級編制につきまして、国においては義務標準法の改正による教職員定数の改正は見送られたところですが、東京都においては、加配の効果検証を踏まえ、平成25年度の中学校第1学年について35人学級編制とすることができる旨の東京都公立学校、中学校及び中等教育学校前期過程の学級編制基準の改正が行われ、3月末に告示が予定されていると伺っているところでございます。それを受けて、本市においても、中学校第1学年を35人学級編制とすることを基本として、学校長の意見も聞きながら進めてまいりたいと考えております。

なお、表につきましては、3月19日現在の小学校第1学年、第2学年、中学校第1学年を35人編制とした場合の一覧となっております。編制表の中の網掛け部分は、小2加配、中1加配により、40人学級が35人学級となった場合の学級規模の縮小が見込まれる学年となります。

説明につきましては以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

次に、生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 稲城市複合施設ふれんど平尾につきましては、平成25年4月からリニューアルオープンということで進めておりますが、その前日、ふれんど平尾内覧会ということで実施させていただくものでございます。

ピンク色のチラシができ上がりましたので、これをもって説明したいと思います。

オープニングセレモニーといたしましては、オーケストラ演奏の後、セレモニーとして、主催者・市長、それから、来賓代表ということで稲城市議会議長の挨拶の後、市長、市議会議長、教育委員長、平尾自治会長、ふれんど平尾運営協議会長の5者によるテープカットを実施いたします。よろしくお願いいたします。

あと、3枚以降に記載しております、活動団体による出店などが計画されております。

また、ふれんど平尾施設内の施設として、防災倉庫、郷土資料室、教育センター、発達支援センターのご紹介を職員配置により行いたいと企画しております。

時間につきましては、3時にて終了という形で予定させていただいております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
 次に、図書館長、お願いいたします。

図書館長 それでは、お手元の資料、「稲城市立図書館全体の運営のあり方について」をご覧くださいと思います。

 まず最初に、こちらの報告書はどのような経緯で図書館協議会がまとめたのかといったところから話をさせていただきたいと思いますので、14ページをご覧くださいと思います。

 14ページの中段の関係資料②でございます。平成22年度稲城市事業仕分けが行われましたが、この際に、図書館運営事業が対象事業となりまして、仕分け結果は「市が実施」、しかし、改善されたいという結果です。これを受けて、一つ飛ばしていただいて、市の方針として、第四次行政改革の項目として見直しをするといった方針が出されました。

 続いて、関係資料①のほうに移っていただきたいと思います。第四次行政改革で、項目、市立図書館全体の運営のあり方を検討ということで、概要に書いてありますとおり、図書館協議会にて協議し、市民サービスの向上に努めると。スケジュールとしては、平成23年度、平成24年度に検討し、平成25年度以降に実施といったところで市の方針が示されております。

 続きまして、検討経過でございますが、最後の24ページをご覧くださいと思います。

 以上の経過を受けまして、平成23年度の第2回図書館協議会を7月にやっております。その第2回の図書館協議会から、平成24年度の第5回、先月19日の協議会、合計9回を行いまして、本報告書を取りまとめていただきました。

 それでは、内容に移りたいと思いますので、表紙を1枚めくっていただきたいと思います。

左側は目次になります。

1 ページに「はじめに」ということがありますが、こちらは今説明させていただいた経過を簡単にまとめてございます。その下、1 番、稲城市立図書館の沿革ということで、委員さんのほうから、図書館については、歴史的な積み重ねがあって現在の図書館があることを主張しておきたいということで、こちらに沿革が記載されております。

続きまして、2 ページになります。2、稲城市立図書館各館の状況ということで、こちらにつきましては、周辺施設を含めた各館の立地状況や特色を記載してございます。2 ページに（1）中央図書館、（2）第一図書館、3 ページに（3）第二図書館、（4）第三図書館、4 ページをおめぐりいただきますと、（5）第四図書館、（6）i プラザ図書館というふうな形で掲載してございます。

続いて、5 ページになります。平成17年3月に図書館協議会のほうから「分館のあり方について」という答申をいただいておりますので、その答申の取組状況をまとめております。この2行目でございますように、「本答申にはない、i プラザ図書館が平成21年10月18日に開館している」というふうになっております。

下の表でございますが、区分、内容、取組状況ということで、取組状況の○については「実施」、△については「ある程度実施」、×については「未実施」といった状況になってございます。

例えば、左側の一番上の「分館について」の考え方の二つ目、「滞在型の利用に対応できるようにする」が×。それと、中段のちょっと下、「分館のリニューアル」で、「利用者がくつろいで本を見たり、調べものをするためのスペースを用意する」、これも×ということで、概ねハード面の整備がちょっとこの答申のとおりには進んでいないという結果が出ております。

続きまして、6 ページになります。市立図書館のパフォーマンス指標ということで、委員さんのほうから、図書館運営についてもきちんと指標を使って評価すべきというご意見が一部出まして、こちらのパフォーマンス指標というのを調べております。

下の表をご覧くださいと思います。多摩26市を比較してあります。団体名、人口の次に、サービス対象者の利用率ということで、ここの欄の一番下をご覧くださいと思います。平均0.23。それから四つ上がっていただきますと、稲城市の数字になっておまして、平均が0.23のところ、稲城市は0.31。その右側、蔵書回転率ですが、同じく平均1.99が稲城市は2.5。それと、人口当り貸出数、平均9.34、稲城市は16.12ということで、これはとび抜けた数字になっております。

これは他の図書館との比較ということで、また、中段のところ、「また」のところですが、時系列でも比較されたいということで、PFI導入前、いわゆる中央図書館開館前と比較しております。この比較については、蔵書回転率

が1.44から2.51、人口当り貸出数が6.55から16.12といった形で伸びております。「このように」ということで、「量的側面から見ると限り、PFI手法導入により図書館サービスは向上し、その成果については一定の評価を与えることができる」というまとめ方をされております。

続きまして、7ページになります。5、中央図書館PFI事業の検証（中間）ということ、冒頭にありますが、「PFI事業の総合的な評価は、契約期間終了後に実施するところであるが、今回、図書館協議会の意見を集約するにあたっては避けて通れない」ということで、ここを掲載させていただいております。

どのような形にしたかと申しますと、契約当時のPFI手法導入に関する意見、具体的には平成16年第三回市議会定例会での意見について検証しております。

少し紹介させていただきますと、積極的な意見のところは特段問題ないと思っておりますので、消極的な意見の中で、(2)消極的な意見の一番下でございます、④「運営を事業者に任せてしまつてはノウハウを蓄積できなくなるだろう」ということで、8ページになります。こちらにつきましては、「非定型的な事例が発生した場合、事業者は速やかに市に報告することになっており、実践されている。また、市職員は第一から第四図書館でノウハウを蓄積している」といった形になっております。

それと、二つ飛んでいただいて、⑦でございます。「サービスに不都合が生じた場合に、それを市として徹底追及して、市民と一緒に改善していこうという立場に立てるのか」という疑問がある」と。これにつきましては、「契約範囲内のサービスに不都合が生じた場合には、改善勧告を行い、なおも改善されない場合は、サービス対価が減額される」といったまとめ方になっております。

続きまして、6、子ども読書活動推進計画の推進状況ということ、これは委員さんのほうから、この計画以上のものを図書館というか、市のほうで実施しているので、せっかくだからPRしたらどうかというありがたいご意見をいただきまして、載せてございます。

前段は、計画どおり実施されているということ、**「加えて」**以下のところで、平成23年度から学校図書館活性化推進員が順次配置されております。それと、一番下のところ、赤ちゃんへの絵本支援事業、これが補助券方式で利用率が低かったんですが、平成24年度からは絵本をプレゼントする、いわゆる現物給付、ブックスタート事業に変更されて、利用率の課題が解消されたという記載がされております。

続きまして、9ページになります。本報告書のメインの部分になります。中央図書館と分館の役割分担ということ、(1)中央館でございます。こちらにつきましては、その下の囲みに書いてありますとおり、平成15年11月に「稲城市立中央図書館運営方針」ということで、稲城市教育委員会のほうでご決定いただいております。この今回の報告書の内容につきましても、当時、平成15

年のものと変わらないところでございます。

(2) 分館でございます。ここも四角の枠の中にありますとおり、平成17年に図書館協議会から答申をいただいておりますが、上のほうでも若干説明させていただきます。

まず、1行目、2行目ですが、「分館については、ある一定レベルまでは蔵書、機能等について同一の水準を維持し、分館間のバランスを保つ必要がある」といったことが追加されております。

それと、中段でございます。「現在、利用環境よりも資料を多く配架することを優先している面がある。一方、高齢化の進展により、より身近な分館の利用が増加していくことが想定され、館内の利用環境の充実が求められてくると考えられる。蔵書の充実には反するが、書架を減らして利用スペースを拡充していくことも検討すべきである」ということで、こちらにつきましては、従前は、先程、ハード面が遅れているというか、答申どおりにっていないということだったんですが、協議会のほうでも、「滞在型の利用に対応できるようにする」という従前の答申から、ややトーンを落として、こういうような書き方になっております。

そして、最後の3行になります。「規模が小さく利用者と職員・スタッフの距離が近いことを利点として捉え、レファレンスサービスなど、利用者が職員・スタッフに気軽に声を掛けられる雰囲気作りなど分館のよさを出していく必要がある」といった形でまとめられております。

続いて、10ページになります。今後の課題ということで、6項目をいただきました。図書館協議会さんからいただいた宿題というような認識でございます。

1点目が、子どもの読書活動の推進についてということで、さらに充実されたいという内容になってございます。

(2) 文化財的な資料及び地域資料の収集・保存についてということで、こちらにつきましては、稲城市の資料は稲城市でしか収集・保存しない、他市では絶対やってくれないことなので、その点についてはしっかりと取り組まれないという趣旨で具体例が記載されております。

続きまして、11ページになります。情報発信についてということで、こちらについては、ホームページのリニューアル等、情報発信を工夫されたいといった内容になっております。

(4) 高齢者等、各世代への取り組みについてということで、例えば、高齢化の進展に伴い、認知症の方や認知症の症状などが見られる方がカウンターによく来られますので、対応等々について、症状も含めて、理解を深めていく必要があるといったような内容が記載されております。

続いて、12ページになります。一番上、(5) レファレンスサービスについてですが、こちらについてはさらに充実されたいという意見でございます。

最後に、(6) 中央図書館及びiプラザ図書館の的確なモニタリングの継続についてということで、中央図書館は平成38年6月30日まで、iプラザ図書館

は平成41年9月30日までの契約となっております。PFI手法については、モニタリングが非常に重要な役割をしますので、最後の2行になります、「的確なモニタリングを継続的に実施するため、人材の育成に十分配慮されたい」といった課題でございます。

13ページ、「おわりに」ということで、厳しい財政状況はありますが、「本報告書に沿った図書館の運営が実現されることを期待する」といったまとめ方になっております。

14ページにつきましては、最初に見ていただいた関係資料がありまして、関係資料③は「第四次稲城市長期総合計画」です。16ページ、17ページに「子ども読書活動推進計画」の概要があります。18ページが図書館の概要、19ページが図書館の位置図、20ページがブックポストとリクエストの利用状況、21ページが地区別年齢別の人口、22ページが図書館協議会の答申、23ページが稲城市教育委員会の運営方針、最後の24ページに協議会委員の名簿を掲載しております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

膨大な資料をいただきました。いかがでしょうか。

よろしいですか、質疑のほうは。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

指導室長 すみません。

委員長 報告事項ですか。

では、指導室長、よろしく願いいたします。

指導室長 それでは、私のほうから、色々ご心配をおかけしております、平成24年度の稲城市教育委員会児童・生徒表彰ということで、取りまとめができましたので、この場をおかりして、ご説明を申し上げたいというふうに存じます。

まず、この表彰でございますが、お配りしたA4の要領をご覧くださいますと、「稲城市の教育、学術、芸術、体育等の振興に寄与し、その功績が顕著な稲城市立学校に在学する児童若しくは生徒、又は稲城市内に在学する個人で構成される団体を表彰するため」というふうにならわれております。

また、その表彰につきましては、第2条のところに「人命救助又はこれに類する行為を行った個人又は団体」、「稲城市立学校の児童及び生徒の名誉を高め、他の模範となるべき行為のあった個人又は団体」、「前2号に掲げるもののほか、特に表彰することが適当と稲城市教育委員会が認めた個人又は団体」ということで、学校長、または教育委員会の部課長から推薦を得た児童・生徒

について、審査会を開きまして、その中で審査していくということがうたわれております。

もう一枚、A4のものをご覧いただきますと、そちらのほうには主に審査基準について記述させていただいております。

特にご覧いただきたいのは、第2、児童及び生徒の表彰というところで、「審査基準は、次のとおりとする」と。「公の競技会又はコンクール等に参加し、著しい成果（全国大会・関東大会に出場、東京都大会において優勝・準優勝等）をあげるなどの業績があった個人又は団体」、「他の児童・生徒の模範となる行為をした個人又は団体」、「前各号のほか、特に表彰することが適当と認められた個人又は団体」、「表彰は年度ごとに実施するため、遡及しての表彰は行わない」ということが定められておりますが、今回、特に初年度ということで、審査会の中でも、これまで顕著な成績をあげた児童・生徒について、今年度ばかりではなく、これまでのものを十分視野を広げて見る必要があるのではないかという議論がございまして、そのことに沿いまして、今回、候補として各学校などから挙げられた、児童・生徒の様々な功績がA3の2枚のものにまとめられております。

全部で23名ないしは23組の候補が挙げられております。内容としましては、太鼓であるとか、テニスであるとか、シンクロナイズドスイミング、サッカー、空手、柔道、スキー、水泳、陸上、砲丸投げなど、大変多岐にわたる部活動であるとか、地域のスポーツ活動、また、文化的な活動、バイオリンのコンクールであるとか、それから、ボランティア活動、稲城市の小・中学生が様々なことで素晴らしい活動をしているということで、ご推薦をいただきました。

厳正に審査を行いました結果、特にこの中で、残念ながらという点では、2番の者につきましては、この受賞に値すると推薦を受けた内容が就学前の、学校に入る前のことだったというようなこと、また、今後受賞する可能性もまた何かあるということでございまして、2番については、今回、除外いたしました。

また、11番、12番につきましても、都大会優勝もしくは準優勝というような基準を持っておりますので、残念ながら、今回、都大会でのそれぞれ5位ということでございまして、大変惜しい結果ではありますけども、今回、この2件についても表彰から除外しております。

その他の概ねにつきましては、基準を通過しておりまして、また、それぞれの結果などについても問い合わせ、それぞれの団体で確かにこういう結果でということが事務局のほうでも確認できましたので、20名、20組に関して、教育委員会で表彰ということで行ってまいりたいと思っております。

年度が押し迫った中で大変恐縮でございしますが、来週の水曜日の夕刻、表彰の時間を設けてということで今考えております。

また、詳細につきましては、それぞれの委員様のご希望をお伺いしたいというふうに思っておりますが、時間の関係で省略が多くて申しわけございません

でしたけども、それぞれのお子さんを表彰したいということでご報告させていただきます。

委員長 ありがとうございます。

稲城市教育委員会児童・生徒表彰に関する要領につきまして、今、説明が入りました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 質問ではないですけれども、今までなかったことでして、こういう表彰の機会を今設けられたということは、とても子どもたちの励みになりますので、広く皆さんに伝えてあげていただきたいなと思います。よろしくをお願いいたします。

委員長 他にはいかがでしょうか。

推薦をしていただいて、基準を設けて取り上げるという、大変な作業でしたけれど、ありがとうございます。

よろしいですか。では、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。ありがとうございます。

(午後4時閉会)